平成２６年（フ）第１３０１０号
東京都町田市玉川学園５丁目20―38―102
債務者　阿部　友美
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０１１号
千葉県千葉市花見川区横戸台12―３
債務者　田久保静人
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０１２号
東京都杉並区久我山３丁目３－４―103
債務者　正木　　一
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０１５号
東京都江戸川区西篠崎２丁目12―14
債務者　太田なるみ
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０１６号
神奈川県横浜市青葉区大場町386―33
債務者　前川　礼子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０２０号
東京都大田区中馬込３丁目６―10―208
債務者　村上　文子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０２２号
東京都三鷹市牟礼１丁目11―20―205
債務者　杉　　達哉
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０２３号
東京都東久留米市中央町５丁目１―22　メゾンムーランＢ―203
債務者　阿部　佳美（旧姓瀬尾）
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０２４号
東京都八王子市散田町４丁目12―２―203
債務者　鈴木　チヱ
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０２５号
東京都八王子市散田町４丁目12―２―203
債務者　鈴木　善春
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０３４号
神奈川県川崎市中原区木月４丁目59―17―305
債務者　奈良部崇晃
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０３５号
埼玉県入間市牛沢町２－５―304
債務者　原口沙綾香（旧姓小暮・安本）
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０３６号
東京都小平市仲町610―２―103
債務者　泉　　佳太
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０４０号
東京都板橋区本町34―４―105、住民票上の住所東京都杉並区下井草１丁目31―14
債務者　長田　光江
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８９号
東京都多摩市東寺方626番地の２　１―207
債務者　木下なお子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月４日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部